第 67 回 金沢市都市計画審議会議事録

１．日時

平成 23 年 5 月 31 日（火）13:30～14:30

２．場所

金沢市役所７階　全員協議会室

３．出席委員

（各５０音順）

①学識経験者

朝倉　忍	金沢市農業委員会長
池本　良子	金沢大学教授
坂本　英之	金沢美術工芸大学教授
高橋　一光	金沢商工会議所常務理事
高山　純一	金沢大学教授
中村　明子	弁護士
半田　隆彦	金沢経済同友会理事
森　俊偉	金沢工業大学教授
山田　文代	石川県建築士会評議員

②市議会議員

黒沢　和規	金沢市議会副議長
粟森　慨	金沢市議会総務常任委員長
松井　純一	金沢市議会都市整備常任委員長

③関係行政機関

奥村　幹雄	石川県警察本部交通部長
佐藤　勝彦	石川県農林水産部長（代理）
鶴井　秀樹	石川県土木部長（代理）
森本　励	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

④市民

高田　千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会長

○司会

定刻となりましたので、只今より、第67回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の都市計画審議会では、計画案件２件についてご審議いただく予定となっております。

どうか十分なご審議をお願い申しあげます。

議事に先立ちまして、都市計画課長の中田より一言、ご挨拶申し上げます。

○中田課長

本来なら、都市整備局長の扇子がご挨拶をするのですが、本日公務による出張のため代わりに私の方からご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の都市計画行政に貴重なご意見を頂き、重ねてお礼申し上げます。

３月におきました東日本大震災から、早二ヶ月半近くが経ちました。亡くなられた方々のご冥福と、被災された方々に対してお見舞いを申し上げます。

本市も、長期の技術職員派遣など、出来る限り被災地の復興に向けての支援を行ってまいりたいと思っております。

さて、本市の都市計画事業も順調に進んでおりまして、その中の、北安江から七ツ屋にかけます都市計画道路 疋田上荒屋線の「北安江高架橋工事」につきましては、３月２６日に開通しました。また金沢駅西広場の再整備も平成２５年度末完成を目指し着手したところでございます。

さて、本日の都市計画審議会の審議案件は計画案件２件でございます。大河端地区の地区計画の決定と平成２１年に策定された景観計画の見直しについてです。これは、景観法に基づく意見聴取となりますが、ご審議のほどどうかよろしくお願い致します。

○司会

それでは、議事に入ります。森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしくお願いいたします。

●会長

最初に事務局の報告によりますと、只今、委員20名のうち、現在17名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第５条第２項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

まず、委員の異動がありましたので事務局より報告願います。

○司会

それでは、市議会選挙や異動等により新たに就任されました委員をご紹介申し上げます。

金沢市議会 副議長の黒沢和規委員でございます。

金沢市議会総務常任委員長の粟森慨委員でございます。

金沢市議会都市整備常任委員長の松井純一委員でございます。

石川県土木部長の鶴井秀樹委員でございます。本日はご都合により代理の方の出席となっております。

石川県警察本部交通部長の奥村幹雄委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。
また、石川県消費生活支援センター所長の水橋惠子委員でございまが、今日は所用のため欠席となっております。
なお、馬場先委員、平田委員も本日所用のため欠席となっております。

●会長
次に、金沢市都市計画審議会運営要領第７条の規定によりまして、議事録の署名委員を指名させて頂きます。
今回は、朝倉委員、池本委員にお願いいたします。
お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

●会長
それでは、審議に入りたいと思います。
まず、「議案第３１０号 金沢都市計画 地区計画の決定（大河端地区）」について事務局から説明をお願いします。

〇事務局
議案第３１０号「金沢都市計画　大河端地区　地区計画」の決定についてご説明します。
お手元の議案書の２ページから８ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。
まず議案書の２ページの位置図をご覧下さい。
こちらが金沢外環状道路（海側幹線）です。こちらが諸江向粟崎線です。
この図面上部の赤で囲まれた地区が本案件の「大河端地区　地区計画」であります。
当該地は、大河端地区区画整理事業区域内の金沢外環状道路（海側幹線）沿いに位置しています。規模は約１６．６ヘクタールです。
この海側幹線の整備に伴い、今後さらに発展が予想される地区であることからも、幹線道路の沿道にふさわしい秩序ある景観の形成と緑豊かで快適な居住環境の創出等、健全な都市機能の発揮を促す市街地形成の基本を定め、計画的かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標としています。
こちらのスクリーンをご覧ください。土地利用の基本となる用途地域でございますが、前回の都市計画審議会におきまして、ご覧のように用途地域の設定がなされております。
海側幹線沿いが準工業地域、諸江向粟崎線沿いが第２種住居地域、準工業地域の背後地が第２種中高層住居専用地域、第２種住居地域の背後地が第１種中高層住居専用地域となっています。いずれの地域も容積率は２００％、建ぺい率は６０％です。
議案書の３ページをご覧ください。
地区計画の地区区分になります。
用途地域の設定に合わせた形で４つの地区に分かれております。
大河端地区の地区計画目標としまして、「未来へつながる活力ある沿道サービスの構築と住み良い住環境の共生する街づくり」を創出するため、周辺地区も含めた調和の取れた基盤整備が進められている中で、幹線道路の沿道にふさわしい秩序ある景観の形成と緑豊かで快適な居住環境の創出など、健全な都市機能の発揮を促す市街地形成の基本を定めて、計画的かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標としています。
準工業地域部分が「沿道サービス地区Ａ」でありまして、ここは、幹線道路沿道の有

効活用に加えて無秩序な沿道系施設の立地防止と、背後の住宅地に対する騒音等の緩和を考慮し、商業業務系の施設を中心とした沿道型施設の立地誘導を図ります。
第２種住居地域部分が「沿道サービス地区Ｂ」で、幹線道路沿道の有効活用に加えて無秩序な沿道系施設の立地防止と、居住施設の調和に配慮した土地利用を図ります。
第２種中高層住居専用地域が「住宅地区Ａ」で、住居系地区全体の日常的な利便性を確保するための店舗等も立地する住宅地の形成を図ります。
第１種中高層住居専用地域が「住宅地区Ｂ」で、専用住宅を主体に、一部住居系地区全体の日常的な利便性を確保するための小規模な店舗等も立地する住宅地の形成を図ります。
次は地区計画の計画図です。議案書は４ページをご覧下さい。
赤で囲まれた区域が地区計画区域となります。こげ茶色の部分が「都市計画道路」です。海側幹線は幅員６０ｍで諸江向粟崎線が幅員２３ｍ、直江大河端線が１３ｍの幅員があります。
オレンジ色部分が「区画街路」です。ほとんどの幅員は６．０ｍです。緑色の部分が公園です。調整池も兼ねています。青色の部分は水路になります。
これは、現況写真となります。
撮影場所はこちらの位置図で示しましたように、諸江向粟崎線から撮影しました開発区域の写真です。
次に、地区整備計画についてご説明いたします。
議案書は５ページから８ページをご覧下さい。
まず、建築物等の用途の制限としまして、それぞれ４つの地区に共通して、次に掲げる建築物等は建築してはならないことを規定しております。
長屋又は共同住宅は建築してはならないと規定されています。
ただし、各住戸の床面積が５０㎡以上、居住の用に供する室数が２以上あり、敷地内に各住戸につき２台以上の自動車を駐車させることができる施設がもうけられているものは除きます。
つづきまして畜舎、サイロ、葬儀場は建築することはできません。
つぎに「沿道サービス地区Ａ」及び、「沿道サービス地区Ｂ」では、次の建築物等は建築してはならないと規定されています。
ゴルフ練習場、バッティング練習場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス、風営法における低照度飲食店、区画席飲食店が建築することはできません。
また、「沿道サービス地区Ａ」では倉庫業を営む倉庫も建築できません。
つづきまして、「住宅地区Ａ」では、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築できません。危険物の規定としましては、消防法別表と書いてありますが、分かり易く言いますと、重油につきましては４００リットル以上、灯油、軽油ですと２００リットル以上、ガソリンですと４０リットル以上を指します。
つづきまして、「住宅地区Ｂ」では、床面積の合計が５０㎡を超える自動車車庫は建築することはできません。
ただし、建築物に附属するものは除きます。
建築物の敷地面積の最低限度ですが、敷地の細分化を防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境を保全するため、敷地面積の最低限度を１５０㎡（約４５坪）とします。
ただし、地区計画の都市計画決定時に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、この限りでないものとします。
壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地、公園、緑道もしくは水路の境界線までの距離の最低限度は１．０ｍとしま

す。
　建築物等の高さの最高限度について説明します。
　高すぎる建築物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このために建築物等の高さを地区の特性にあった高さにします。
　「沿道サービス地区Ａ」及び「沿道サービス地区Ｂ」は２０ｍの高さに、「住宅地区Ａ」及び「住宅地区Ｂ」は１５ｍの高さに規定します。
　次に《形態又は意匠の制限》の項目ですが、建築物等の色彩は、原色を避け、幹線道路の沿道施設及び周辺の街並みに調和したものとします。
　外壁および屋根の色彩は別表に掲げるもので、景観形成上支障がないものとします。
　具体的には、屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺となります。外壁の色彩は、グレー、茶となります。
　下の色の表は、屋根と外壁の色見本になります。屋根が緑色、外壁が赤色を示しており、それぞれ囲まれた範囲が使用できる色の範囲となります。
　屋外広告物につきましては、まず、自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致をそこなわず、景観形成上支障がないもの、表示面を含め壁面後退部分に設置しないものとします。
　最後に《垣又はさくの構造の制限》ですが、道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、植栽又は高さが１．５ｍ以下の透過性のフェンスとします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等によるものは、高さが０．６ｍ以下のものとします。
　なお、平成２３年５月１１日から平成２３年５月２５日まで２週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。
　以上で説明を終わります。

●会長
　それでは、ただいま説明がありました内容について質問や意見がありましたら伺いたいと思います。

●Ａ委員
　県の風俗営業法施行条例とこの地区計画に記載されている禁止営業との関係はどうなっているのでしょうか。

○事務局
　地区計画においては、用途地域で設定されている制限の用途がございます。この地域でいいますと例えば準工業地域や第２種住居地域など用途地域上は建築可能なものを地区計画で更に上乗せをして制限を加えていることになります。

●Ｂ委員
　4 ページの区画街路のいれ方を見ますと、沿道サービス地区Ａ、沿道サービス地区Ｂ、特に地区Ｂにおいて区画割がものすごく大きな区域が見られるが、こういう風な形で入れるということはここに大型店を誘致するという考え方でしょうか。

○事務局
　この区画に関しては、大型店がくるという予定の区画でございます。
本来なら、道路が入って住宅地関係になるものではございますが、地元区画整理から大きな店舗等が予定されていると聞いています。

● Ｃ委員
　地区計画区域外の海側幹線の下と三ツ屋町との間の三角地面が区域に入っていないのは、どうしてですか。その下は住宅街なので、すべて地区内にいれてしまったほうが将来的にも穴にならなくていいと思えるのですが、何か意味があるのでしょうか。

○事務局
　この場所については、市街化調整区域であり将来的には西部緑道として整備される予定なので、今回の開発計画区域から外れるとともに地区計画の区域からも外しております。

● Ｃ委員
　それでは、この区域は１００％すべて緑地帯となるわけですね。

○ 事務局
　そうです。

● Ｃ委員
　わかりました。

● Ｄ委員
　7 ページで、建築物の形態又は意匠の制限のところで屋外広告物に関して、おおまかなものは示してあるのですが、高さや大きさやなど細かい規定はしなくていいのでしょうか。それともう一つ、4 ページの図面で西側の緑のラインですが、これは何を表していますか。

○ 事務局
　まず、屋外広告物に関してですが、確かに高さ、大きさ等はここでは規定してはいません。屋外広告物につきましては、景観政策課で別の屋外広告物に関する規定がございます。そちらのほうで審査をしていただくということで、地区計画の中では大きさや面積といったものは規定してはいません。二つめについてですが、西側の細い緑色の部分ですが、すいません。凡例には出ていませんが、幅員３．９ｍの緑道でございます。３．９ｍとしたのは４ｍになりますと、建築できることになりますので、建築できないようにした緑道でございます。

● Ｂ委員
　もう一つ。先ほどの広い区画の広さはどのぐらいありますか。それぞれの広さはどれくらいですか。準工業地域もあわせて、大きいところが 6 箇所、特に大きいのは 4 箇所ですね。その広さを教えてください。

○ 事務局
　詳しい数字は準備していないのですが、広い区画の平均で 10,000 ㎡ぐらいです。10,000 ㎡を超えますとそこでの開発には、都市計画課にまちづくり条例に伴います大規模開発の届出を、最初にしていただくことになり、その後、開発事業計画書の提出、お知らせ看板の手続きをしていただくことになります。

● Ｂ委員
　ということは、10,000 ㎡弱で設計してあるということですか。

○ 事務局
　いや、すべて 10,000 ㎡を超えると聞いております。

● Ｂ委員
　わかりました。そうすると勝手に大型店が出店出来ないようになっているのですね。

○ 事務局
　そうです。これだけの広さがありますので、いきなり建物が建つということではなくて、まず、大規模開発の届出を提出した後、開発事業計画書の提出、お知らせ看板を 30 日間現地に掲示して住民の方々に周知をした後での確認申請となります。

● Ｂ委員
　この場所は 5,000 ㎡以上の出店が基本的に難しいところですね。

● Ａ委員
　のちのちの交通事情の関係で確認したいのですが、海側幹線道路沿いの敷地では幹線道路から直接敷地内に出入りするような形態は認められないことになるのでしょうか。図面でいいますと 2 区画ありますが、海みらい図書館はそういう規制をしているのですが、こちらのほうも同じ方針で進められるのですか。

○ 事務局
　現状でも、すでに出来上がった海側幹線、出来上がっているのは側道ですが、側道につきましては他の地区も同様で、沿道利用できる形になっております。今の区域についても、側道として利用は可能ということで、乗り入れは出来るような形になっています。本線は、高架となりますので当然沿道利用は出来ませんけど、側道という形での沿道と位置づけています。

● Ａ委員
　沿道として理解すればよろしいですか、出入りさせるということですか。

○ 事務局
　交通上、出入りはさせるということで、沿道ではそういう建物も可能だということです。

● Ａ委員
　図書館のときは、警察が関与したと思うのですが。

○ 事務局
　出入り口に関しては、むやみにどこでもできるというわけではなくて、交通の支障にならないような出入り口の検討や指導は、立地の際にしていかなくてはならないと考えています。

● Ａ委員
　交差点に近いところでは、信号待ちで車が並びますので、指導していただきたいと思います。

○ 事務局
　乗り入れに関しては交通の支障がならない場所で数、大きさを配置計画に基づいて確認をしていきたいと考えています。

● Ａ委員
　沿道といいましても、本線と変わらないようなので十分に指導お願いします。

●会長
　ほかいかがでしょうか。

●会長
　それでは、いくつか意見が出ました。一つは、かなり大型の開発が入ってくるということで、それに対しての対処がしっかりできるのか、10,000 ㎡以上ということで今後のやりとり、行政指導があろうかと思われます。
　もう一つは、交通に関しても海側幹線の現状でも交通量が多いということでその辺ついても調整を図って欲しいということです。
　今後の参考意見として取り扱っていただくということで、本案件どおりとして答申いたします。よろしくお願いします。

●会長
　続きまして、「議案第３１１号 金沢市景観計画の変更について」事務局から説明をお願いします。

○事務局
　議案番号第３１１号「金沢市景観計画の変更について」ご説明いたします。
　平成 21 年 10 月に施行されました「金沢市景観計画」において、近年注目されつつある太陽光発電設備等の設置に関する項目の追加そして伝統的建造物群保存地区の指定による緑被率の見直しを行うため景観計画を一部変更する予定です。景観法第９条第２項の規定に基づき、本審議会でご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。
　スクリーンをご覧ください。
　まず、太陽光発電設備の検討経緯についてご説明いたします。
　近年に注目されているエコの一環として太陽光パネル等がありますが、屋根置き型などは景観に与える影響が大きく、金沢にとってどのように扱っていくかという問題がございました。そこで環境と景観を両立した「金沢らしい美しい景観の形成を推進」するため【景観に配慮した太陽光パネル設置検討委員会】を立ち上げ、検討を行ってまいりました。
　そして、本年の３月に委員会から、①景観誘導の必要性、②根拠付け・実効性確保、③家並み景観等の保全、④課題に関する検討の継続　この４つについて提言があり、それをもとに景観計画の変更をおこなうこととしました。
　まず、届出対象の変更についてです。議案書９ページと併せてご覧ください。
　従来、太陽光発電設備等の設置については、届出対象には入っていませんでした。

今回、新たに太陽光発電設備等を届出対象に追加するとともに、すべての面積を対象とするのではなく、建築物以外に設置するものでパネル面積が１０㎡以下の場合については届出の対象外としています。

景観形成区域図です。届出の対象については、市域すべてが同じではなく、景観形成区域　ピンク色で塗られた伝統環境保存区域、緑色の伝統環境調和区域、青色の近代的都市景観創出区域、これら三つの区域を併せて景観形成区域と呼んでいますが、旧市街地ではほとんどがこの区域になります。この景観形成区域とそれ以外の色のついていない区域とで届出の対象を変えることにしています。

まず伝環区域などの景観形成区域についてです。
建築物に設置する場合はすべてが届出対象、地上に設置する場合はパネル面積の合計が１０㎡以上が対象となり、地上に設置される小規模なものを外そうというものです。

また、景観形成区域以外であれば、建築物に設置する場合は高さ１０ｍを超える建物に設置する場合又はパネル面積の合計が５０㎡を超えるものが届出対象となります。この５０㎡というのは、戸別住宅１件あたりに設置される標準値から算定した面積で、戸別住宅に設置されるものを届出対象から外そうというものです。

続きまして景観形成基準の変更についてです。お手元の A3 資料 1 枚目に太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の変更案がございます。2 枚目以降には景観計画の抜粋版がございますが、景観形成基準については多数のページの変更がございますので、それを 1 枚にまとめたものが、1 枚目の資料でございます。大きく建築物、工作物に分かれておりまして、おのおの形態意匠、色彩等の基準が示されています。

それでは、各項目の考え方を説明していきます。

議案書の１２・１３ページと併せてご覧ください。

まず、建築物の形態意匠です。

屋根材として勾配屋根に使用する場合、一体的に見える形態とすることを原則（基本）とする。

この写真のように屋根の形態に合わせた形状にするということです。原則と基本の違いですが、原則の方が強制力が強くなります。伝統環境保存区域では、原則その他の景観形成区域では基本という表現をしています。

続いて、外壁材として使用する場合、その他の外壁素材と調和するものとする。

建築物の色彩について、パネルの色彩は、屋根材として使用する場合については黒、濃紺もしくは低彩度、低明度の目立たないもの。外壁材として使用する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとしています。

なお、パネル本体についても反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めることとしています。

工作物の高さについて、建築物に設置する場合は、その建築物よりも低くする。図のように一部でも高くなってはいけないということです。

建築物の陸屋根に設置する場合、設置面周囲のパラペットの高さ以下とするが、やむを得ず超える場合はルーバー等の目隠し修景により建築物との一体性の確保に配慮する。

工作物の配置については、地面に設置する場合で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合、植栽やルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。

工作物の形態意匠について、建築物の勾配屋根に設置する場合、屋根と一体的見えることを原則（基本）とする。

色彩については、先ほどの建築物の色彩と同様です。

以上の項目が一覧表となっており、景観形成基準変更の考え方でございます。

続きまして、卯辰山麓伝統的建造物群保存地区指定に伴う緑被率誘導表の変更につ

いてです。
議案書１４～１５ページを併せてご覧ください。
金沢市では、風致地区や斜面緑地保全条例で定める保全区域においては緑被率を定めております。この緑被率とは、敷地内において必要な緑地面積の割合を示したものでございます。
この４月に卯辰山麓伝統的建造物群保存地区が指定されましたが、この区域の中に一部風致４種５種及び斜面緑地保全区域が重なっております。こちらの図の赤線に囲まれた区域が卯辰山麓の伝建地区です。そして黄色や緑で塗られた区域が風致及び斜面緑地保全区域でございます。それらが重なる区域、黒の波線で囲まれた区域が変更の対象区域となります。
伝建地区が目指す歴史的なまちなみは、この図のように町家が連なっているまちなみであり、道路境界付近に壁面線が揃い、敷地ぎりぎりまで建物が建つことになります。このため、景観計画で定めている緑被率を確保することが困難なものも出てくるため、赤字の部分を追加することにします。
「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第３条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。　この一文を追加しております。
最後に今後のスケジュールでございますが、7 月上旬から１ヶ月間のパブリックコメントを得て９月上旬の告示、１０月１日の施行を目指しております。
以上で、金沢市景観計画の変更についての説明を終わります。

●会長
それでは、ただいまの説明について、大きくは二つありましたが、それらについて質問や意見がありましたら伺いたいと思います。

●Ｅ委員
１５ページの紫色で囲ってある範囲は何を表しているのでしょうか。

○ 事務局
説明が抜けていました。この地域は、東の茶屋街でございます。東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区で、この４月に伝建地区となりました卯辰山麓地区はこの東山ひがしをぐるりと囲むように伝建地区に指定されました。

● Ｆ委員
13 ページの工作物の配置の写真の意味が分からないのですが。この写真は望見できないようにしたものですか。

○ 事務局
望見できないように、工夫して欲しいということで、ただ無機質なものを表に見せるのではなく、植栽で囲うなどの工夫をしてほしいということです。

● Ｆ委員
この写真では、ダメだということですか。

○ 事務局

景観政策課です。この件について審議してきた経緯がありますのでご説明します。

この写真ついては、実際に金沢市内で設置された事例でございます。基準を設けたのは、パネル等の背面が見苦しいということで、そういったものを目隠しするようなイメージです。環境教育として見せなくてはいけないという意見もあったのですが、架台とか背面の処理というのは、必ずしも見せなくてはならないものではなく、歩道に圧迫感などを与えるべきではないということで、目隠し修景としての方策を示したものです。ですから、この写真は基準に合致しないということです。

● Ｆ委員

なぜ見せてはいけないのか分からなかったのですが、背面が見苦しいから見せないでということですね。

○ 事務局

そうです。

● Ｇ委員

基本的な問題ですが、伝統環境保存区域や景観形成区域ですが、Ａ３資料を見ますと、例えば建築物の形態意匠の所で、太陽光発電設備等を屋根材として勾配屋根に使用する場合には、一体的に見える形態にする、と書いてあります。今ほどのお話を伺っていると写真の例ではダメだということですが、今、行政と産業界等々のところからできるだけ景観にあったものが研究されており、基本的にこんな地域についてはあまり見えないようにしてくださいよということで、そもそも、設置すること自体がふさわしいのかという基本的なことを考えてしまうのですが、景観の主旨からするとなかなか厳しいものがあるのではないかと理解しているのですが、どのようにお考えですか。

○ 事務局

景観審議会でもそのような議論をしてきました。建物に設置する場合、すべてを見えなくするというのは非常に難しいと考えており、Ａ３資料の基準(案)では、望見できる場所には設置しないように努めるという表現にしております。ただ、金沢市としましては、黒瓦の家並みなど重要な部分も確かにございますので、今年度、家並み景観の調査を行い、特定の眺望点や黒瓦の家並み景観が残っている部分の別途見直しをかけていくといったスタンスで審議をしてきました。

● Ｇ委員

景観審議会にて審議されてきたということは重々承知しておりますが、新しい建物で瓦と全く同じものはなかなかできないであろうと、ある意味形態・形状が違うわけですから。景観という視点だけから申し上げますと、太陽光エネルギーは少なくてもエネルギーの観点からすれば相容れる話でありますが、伝環区域については、原則としてはあまり適切ではないのではないかと思います。そうしますと、原則とするとか、見えないようにするといった表現が、設置できないというふうに理解してしまうのですがそのような理解でよろしいのでしょうか、それともむしろ奨励する方向なのでしょうか、都市計画審議会の範疇ではないかもしれませんが、どちらの視点でお考えなのか教えてください。

○事務局

景観審議会でも当初禁止区域が必要ではないかという議論がありました。参考にしてきた京都市の事例がございまして、京都市は伝建地区がかなり大半をしめていまして、そのほか景観地区といって、金沢市の伝環区域よりさらに厳しい規制の区域もございます。そういった京都市の事例を参考にして強弱をつけています。

環境施策が急増している中で、届出を早く行い情報をつかまないと景観自体が乱れてしまうという危機感があり、面的に金沢市全域をルール化するうえで、最初に禁止区域を設定するというのはなかなか難しいという現状がございました。

今後家並み景観の調査をかけて、さらにきびしい基準が出てくる場合もございますし、東山ひがし伝建地区においては、現行の基準でも道路から見える部分には設置できないなど基準の強弱については、やむをえない部分と考えています。現在は開発当初のソーラーパネルではなくて、景観に配慮している製品も出てきていますのでそういった変化に対応していく必要があると考えています。現在のところ完全に禁止出来るとすれば重要伝統的建造物群保存地区で、屋外設備として道路から見える部分には設置できないということはあり得るかもしれません。その他、黒瓦の家並みなどの調査をもとに、もっと保全しなくてはいけないという地域についてはさらに厳しい基準にするか禁止にするかを検討していかなければいけないと考えています。

●会長

ほかいかがでしょうか。

●H委員

都市計画ではなく景観のことになるのですが、道路から見えないという話をされていたと思うのですが、東山地区は坂が多く、坂を降りてきたり坂の上から見ると屋根がまともに見えるので、道路から見えないけど高いところから色々なものが見えるとなると、のちのち問題になるかもしれないので、上から眺める場合もできたら検討してもらえたらいいと思います。

○事務局

家並み景観の調査をふまえて、俯瞰景観についても検討していきたいと思いますので貴重なご意見として承ります。

●会長

大体よろしいでしょうか。それでは、意見聴取ということでいくつか意見が出ました。今後計画を策定していく上で、参考意見として取り扱っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●会長

これで審議すべきものは終了しました。続きまして、前回までご審議いただきました計画案件につきまして、諸手続きがなされていますので、事務局のほうから報告していただきたいと思います。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書１６ページをお開きください。
平成２３年２月２８日に開催しました、第６６回金沢市都市計画審議会で、ご審議いただきました、案件につきましてご報告させていただきます。

議案番号３０４号「金沢都市計画　用途地域の変更」（南新保地区、大河端地区、直江地区）及び議案番号３０６号「金沢都市計画　特別用途地域の変更」（大規模集客施設制限地区）につきましては、平成２３年４月１日付け金沢市告示番号第１１０号で変更の告示がなされております。

続きまして、議案番号３０８号「金沢都市計画　伝統的建造物群保存地区の決定」（卯辰山麓伝統的建造物群保存地区）及び議案番号３０９号「金沢都市計画　地区計画の決定」（ガーデンシティ小坂地区）につきましては、平成２３年４月１日付け金沢市告示番号第１０９号で決定の告示がなされております。

以上が案件結果報告です。

●会長

これで本日諮問がありました、案件については審議が終えました。その他全体について意見がありましたらお願いします。

●会長

それでは、これでひととおり終了しましたので事務局にお返しします。

○事務局

本日は、ご審議いただきありがとうございました。

審議いただいた案件については、手続きを進めさせていただきます。

また、委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

なお、次回の都市計画審議会の開催につきましては１０月を予定しております。お忙しいこととは存じますが、ご出席の程よろしくお願いいたします。

それでは以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。